

第 33 回 美幌ふるさと祭り

手作り出店の手引き

出店申込期間：7月1日～7月31日
(テント 100 張に達した時点で締切)

※出店申請に際して、この手引きを必ずお読みください。

※手引きに記載されている注意事項等を遵守できる方のみ参加できます。

※出店に関する注意事項については、別紙（ピンクの用紙）を、あわせて
ご参照ください。

美幌町手作り出店実行委員会

目 次

美幌ふるさと祭りの趣旨	2
A 第33回美幌ふるさと祭り開催日程・会場	2
B 出店の申込みについて	2
C 出店料等について	4
D 区割について	5
E 出店営業の注意事項	5
F テントの設営、撤収及び車両の乗り入れについて ...	7
G 火気使用器具等の取り扱いについて	8
H 価格について	9
I その他	10

美幌ふるさと祭りの趣旨

「美幌ふるさと祭り」は、暴力団の資金源を絶つため、祭りから暴力団の関係する露店を排除し、あわせて青少年の健全育成及び町民手作りによる美幌のふるさと祭りを目指し、平成4年度から実施しているものです。

A 第33回美幌ふるさと祭り開催日程・会場

- 1 令和8年9月4日（金）午後 4時～午後9時
5日（土）午前10時～午後9時
6日（日）午前10時～午後9時 の3日間

※出店営業時間は上記の開催時間と同じ（営業時間厳守）

- 2 会場：神社通り（大通南1丁目～南3丁目）
（出店場所は、実行委員会で区画を指定します。）

B 出店の申込みについて

- 1 出店募集期間 令和8年7月1日（水）～7月31日（金）
（テントが100張りに達した時点で締切）

2 出店資格

- (1) 出店は、**美幌町内在住者（個人、法人、団体、サークル等）**とします。
ただし、従来から実行委員会が出店を依頼している方は認めます。
- (2) 出店手伝者に限り、町外在住者でも町内で勤務しており、職場から雇用証明書が発行された場合のみ、出店手伝者として登録可能とします。（代表者及び責任者は町内在住者とします。）

3 出店に係る規制事項等

- (1) 暴力団及び暴力団関係者の出店並びに手伝いは、一切認めません。
- (2) 露店商の出店及び手伝いは認めません。（実行委員会の許可者は除く。）
- (3) 出店は、必ず責任者が中心になり行うこととし、「**名義貸し**」は認めません。
- (4) 出店手伝者は、家族であっても小学生、中学生、高校生は認めません。
- (5) 期限が過ぎてからの手伝者の追加は認めません。
余裕のある人員体制を組んで、申し込みしてください。
- (6) 暴力団、暴力団関係者及び露店商関係者からの器具の借用についても認めません。

4 出店申込みの提出書類

- (1) 出店申込書（出店手伝者名簿を含む）
- (2) 誓約書
- (3) 出店従事者の本人確認ができるもの（全員分）
 - ・町内在住者…①運転免許証やマイナンバーカードなどのコピー
 - ・町外在住者…①運転免許証やマイナンバーカードなどのコピー
②美幌町内の職場や雇い主からの雇用証明書
- (4) 提出先 … 役場 1 階 町民活動グループ（窓口 1 番）

※申し込みをした方は、8月上旬に開催する出店者説明会に必ず出席してください。

5 出店許可

出店許可は、出店申込書を提出後、実行委員会で内容を審査し、決定します。

（審査により、出店を許可しない場合があります）

C 出店料等について

1 出店料

実行委員会に納めていただく出店料は次のとおりです。（前回と変更はありません。）

【1テント当たりの出店料内訳】

区 分	R8納付金	
道路使用許可申請料（警察署）	2,500円/店	
水道料（町水道）	500円/店	
電気設備敷設使用料（実行委）	8,000円/テント	H19改定
出店清掃管理料（実行委）	700円/食品テント	H25新設
有料ゴミ処分料等（実行委）	500円/食品店 100円/その他	H17新設
出店管理料（実行委）	6,500円/テント	H25改定
1テントの出店料	18,700円/食品店 17,600円/その他	

【テント数別出店料】

数	食 品	その他
1	18,700円	17,600円
2	33,900円	32,100円
3	49,100円	46,600円
4	64,300円	61,100円
5	79,500円	75,600円

2 電気器具使用料

電子レンジやホットプレート等の電気使用容量が大きい器具を使用する場合は、**申込書に記載し、事前に実行委員会へ申請してください。**電気器具の消費電力量によって電気使用料が増額となります。

例) 合計500ワット以上使用の場合、使用するワット数に応じて増額。

720ワット=700円増額、1,280ワット=1,200円増額

全ての出店者の電気器具使用状況によって電気容量が足りないと判断した場合は、使用を制限いたします。基本的には、電気使用器具は1テント1台として考えています。

3 食品を取り扱う出店について

- (1) 食品を取り扱う出店は、事前に北見保健所の**臨時営業許可**を受ける必要がありますので、直接北見保健所で許可を受けてください。

申請には「**臨時営業許可申請料**」（1申請当たり2,200円）が必要となり、北海道収入証紙での納付となります。（保健所内で購入できます。8:45~17:00）

- (2) 食品を取り扱う出店をする際は**食品衛生責任者の設置**が必要です。資格がない方は必ず資格を取得してから出店をしてください。（詳しくは北見地方食品衛生協会へ）

D 区割について

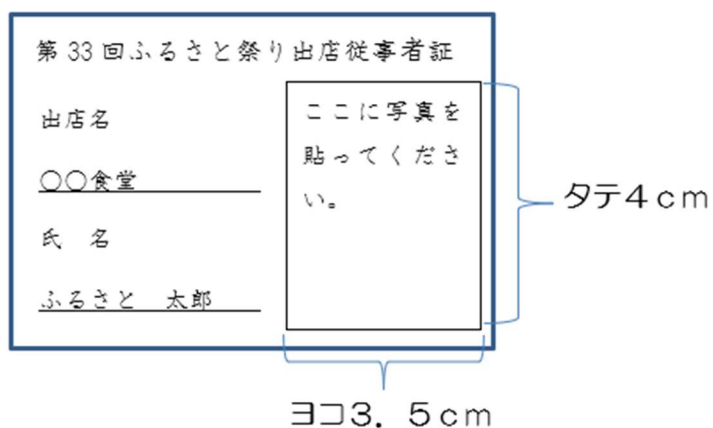
- 1 区割については、出店者説明会で抽選を行い、警察署の道路使用許可を受け次第（8月下旬）、出店者に対し図面、位置等を通知します。
区画表については、当日（9月4日）会場においてもパンフレットを配付します。
- 2 図面等送付時に、あわせて車両の許可証を送付いたします。

E 出店営業の注意事項

- 1 テント外（テント裏、横、前）を飲食、販売等で使用することは禁止です。
- 2 商品の価格は店内の見やすい所に明確に掲示し、誤解を招く記載はしないでください。
- 3 まぎらわしい宣伝、言動等、他人に迷惑をかけないようにしてください。
- 4 店の内外の清掃は随時行い、常に清潔を保ってください。
- 5 **前売券の販売は禁止です。**
- 6 **従事中の飲酒・喫煙は禁止です。**
- 7 ごみの出し方
 - (1) 出店者の営業で生じたゴミ（資源ゴミ、一般ゴミ）は、全て持ち帰ってください。
 - (2) 持ち帰ったごみは、分別を徹底し、お住まいの地区の収集日に出してください。
 - (3) 木炭の灰など火の気があるものは、各出店者で責任を持って処理してください。
※完全に消火されたことを確認して持ち帰ってください。
 - (4) 来場者に販売した容器などは、他店で販売されたものであっても、積極的に引き取ってください。
 - (5) 出店者は、閉店後に全員で行う会場周辺のゴミ拾いに必ず参加してください。
- 8 水道は、会場内のザルを設置しているシンク2ヵ所を利用してください。
- 9 テント内で発生した雑排水は、会場内のシンクから捨てることとし、道路の側溝には絶対に捨てないでください。
※食品を含む水を捨てるときは、シンクに設置のザルを必ず通して捨てるとともに、残飯は必ず持ち帰って処理してください。
- 10 油脂類は、雑排水として捨てないでください。（廃油は回収用のドラム缶を設置予定）
- 11 食品取扱店については、道路に直接、油等が落ちないように、焼き台の下はブルーシート等を敷き、さらにその上に鉄板などの不燃物を敷き、道路が汚れることのないようにしてください。（毎年、道路の汚れがひどい店舗が散見されます）
油汚れがひどい出店を見つけた場合は、出店者に清掃していただきます。
- 12 出店時間は厳守してください。販売する物が途中でなくなってしまうと、テントを閉めたり、片付けないようにしてください。また、電気を消すこともやめてください。

- 1 3 看板は出店者各自でご用意ください。
- 1 4 出店者及び手伝い者は、実行委員会がネームプレートを作成し配布いたしますので、顔写真を貼付し、従事中は必ず着用してください。
- 1 5 出店者及び手伝い者でタトゥーを入れている方は、来場者に見えないようにしてください。（お祭りの趣旨をご理解の上、出店をお願いします。）

(ネームプレートのイメージ図)



F テントの設営、撤収及び車両の乗り入れについて

1 テント設営・撤収

- (1) 3日のテント設営には、1出店者1名以上の参加をお願いします。
- (2) 4日のテント立ち上げ作業は、各出店者により午前11時からお願いします。
- (3) 6日のテント撤去は、午後9時の祭り終了後、作業してください。
(悪天候などの状況によって時間が早くなることもあります)。終了後は速やかにテントを撤収してください。
- (4) テント撤収方法については、天幕及び横幕をそれぞれの袋に入れ、テントの脚を種類毎にひもで束ね、近隣住民や通行する方の邪魔にならない場所に置いてください。

2 テントの安全対策

- (1) 風等によりテントが倒れることがないように、横幕を張り、必ず重しをつけてください。

3 車両乗り入れ

- (1) 車両の乗り入れ・駐車に係る許可証は、8月下旬に図面等とあわせて送付します。
- (2) 用具等の搬入による会場内への車両通行は4日のテント立ち上げ終了後（正午頃）としますが、実行委員会の準備が整っていない場合は、搬入時間を変更する場合がありますのでご了承ください。
- (3) 会場内の乗り入れは実行委員会へ登録した許可車のみとなります。（許可車両以外は道路交通法により警察に検挙されます。）
- (4) 入場する際には、安全確認をした上で、実行委員会の指示に従ってください。
なお、会場通路が狭いので、事故のないよう搬入してください。（テントの立ち上げ作業と並行しますので安全確認を怠らないでください）
- (5) 4日の午後3時で搬入車両は通行禁止となりますので厳守してください。
- (6) 6日の祭り終了後の会場内への車両通行は、安全上、一般来場者が全ていなくなつてからとします。
車両が通行できる時間や道路については、実行委員会が放送でお知らせしますので、放送前には絶対に会場内へ乗り入れることのないようお願いいたします。

G 火気使用器具等の取り扱いについて

1 プロパンガス

- (1) コンロ、その他燃料器具等に使用するホースの接続部は、事故のないようホースバンド等で確実に締めてください。
- (2) **コンロを置く台は、不燃のものを使用してください。また、燃料器具等の周辺には、可燃物等を置かないようにし、火の取り扱いには十分注意してください。**
- (3) ガスの使用後には元栓の閉鎖を必ず行ってください。

2 危険物（灯油、軽油）

- (1) 灯油等を貯蔵して取り扱う場合には、密封できる容器に少しずつ小分けして使用するとともに、安全な場所に保管してください。
- (2) 給油は、使用器具等の消火を確実に確認した後に行ってください。
- (3) ガソリンなど引火性の高い物の貯蔵及び取り扱いは、一切認めません。

3 電気器具

- (1) 電球等の発熱器具を使用する場合には、テントなどの可燃物等に接触しないように取り付けてください。
- (2) 一つの電線を多数の分岐回路（タコ足配線）で使用しないでください。
- (3) テント内の電球、配線等の用意、費用負担は出店者自身となります。
- (4) 1テント当たりの電球個数は、テントのサイズが3.6m×2.7mで2～3個です。
- (5) 閉店後でも事故防止等のため、電球1個を点けておいてください。
(点けておく電球は、テントに接触しないようにしてください。)
- (6) 祭り会場で使用できる電気容量には限界があり、1テントにつき約6アンペア（参考：200Wの電球3個）を考えております。**電子レンジやホットプレートを使用する場合、4ページの電気器具使用料に従って、必ず事前に申請してください。**
- (7) 北海道電力より、節電が呼びかけられています。使用する電球をLEDタイプにする
と消費電力を抑えることができますので、御協力をお願いします。

4 その他

- (1) 水バケツは各自用意し、閉店後は、必ず火気器具の点検を実施してください。
- (2) 9月4日午後2時頃から消防署の職員による火器状態の検査があります。
- (3) 火災予防条例により、**火気等を取扱う露店等に「消火器の準備」が義務づけられています。「業務用」と記載された消火器を用意してください。（使用期限内のものをご用意ください）**

H 最低価格・出店業種分類について

- 1 焼き鳥、ヨーヨー、ホットドッグ、フランクフルト、わたあめ、おでん等は下記のとおり最低価格を設定いたします。

商品名	最低価格	商品名	最低価格
焼き鳥	1本・・・60円から	わたあめ	1袋・・・250円から
ヨーヨー	1個・・・100円から	おでん	1本・・・70円から
ホットドッグ	1本・・・200円から	焼きそば	1パック・・・250円から
フランクフルト	1本・・・150円から	フライドポテト	1袋・・・150円から
たい焼き	1個・・・100円から	トロピカル ジュース	1杯・・・100円から

- ※ 9月4日、5日、6日の3日間とも上記の最低価格を守っていただきます。
ただし、6日の午後1時から価格は自由といたします。

2 出店業種分類表（参考）

番号	種別名	内容	番号	種別名	内容
1	説明	地球コマ、カラクリ等、タンカ売りを主とするもの	13	装飾	洋服、ファッショングッズ、財布、絵画、書、銘石等の装飾品の販売
2	占い	おみくじ、コンピュータ等の占いを主とするもの	14	綿あめ	綿あめ
3	玩具	プラモデル、お面、風船等のおもちゃ類の販売	15	煮物	おでん、おしるこ等を主として販売するもの
4	遊戯・型ヌキ	輪投げ、射的等のゲームや型ヌキで商品等を交付するもの	16	焼き物	焼き鳥、お好み焼き、フランクフルト等の調理品の販売
5	ゲーム等	スマートボール、ボードゲームなどを行うもの	17	蒸し物	肉まん、あんまん、シュウマイ等の調理品の販売
6	せと物・金物	せと物、金物等を主として販売するもの（カカ売り含）	18	麺類	うどん、そば、ラーメン等の調理品の販売
7	金魚すくい等	金魚や亀など水中の生き物をすくう方法で販売するもの	19	氷・ジュース	トロピカルジュース、かき氷など主としてジュース、氷製品の販売
8	くじ引き	ブロマイド、三角くじ、千本くじ引き等を行い物品を交付するもの	20	あめ類	フルーツあめ、べっこうあめ、カルメ焼きなど、あめを主として販売
9	ヨーヨー等	ヨーヨー釣り、スーパーボールすくい等、水中の物品を取るもの	21	焼き菓子	おやき、たい焼き等の調理品の販売
10	生き物	ウサギ、ヒヨコ、昆虫等の小動物を販売するもの	22	揚げ物	からあげ、フライドポテトの販売
11	均一	日用雑貨等を主として均一料金で販売するもの	23	その他飲食物	チョコバナナ、クレープ等15～23までの飲食物以外の販売
12	植木	植木、庭石等を販売するもの	24	その他	1～24までに該当しないもの

I その他

- 1 暴力団関係者による嫌がらせ等があれば、直ちに実行委員会又は美幌警察署に連絡してください。
- 2 小学生の外出時間は午後6時（保護者同伴の場合は除く）、中学生は午後9時、高校生は午後10時となっていますので、指定された外出時間以降に子供達が外出しているのを見かけた場合は、指導等をお願いします。
- 3 景品については、お金、金券（図書券、文具券等）を用いることは禁止です。
- 4 会場周辺に「出店者用駐車場」を設けていますが、**1出店者1台**に限らせていただきます。会場には、車の乗り合わせ、バスやもーびーを利用するなどしてください。違法駐車は絶対にしないでください。また、「出店者駐車場」内に定められた場所についても、出庫する際には、他の者に駐車されないよう各自でスペースを確保してください。
- 5 通路や駐車場での喫煙は禁止です。タバコを吸う場合は喫煙コーナーをご利用ください。また、会場内で喫煙者を見かけた際には、喫煙コーナーで吸うよう説明してください。
- 6 北海道電力より節電が呼びかけられておりますが、万一停電となった場合には、安全な祭りの運営が難しくなることから、中止とする場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 自然災害(地震・台風)等の理由により祭りが開催できない場合、または途中で中止となった場合、その他特別な事情により出店を取り止める場合には、道路使用料等の料金を関係機関に納付しているため出店料をお返しできないことをご承知願います。

《注 意》

出店に際し、「名義貸し」等により道路使用許可証、道路占用許可証等の許可証を不正に受けた場合、刑法第157条(公正証書等原本不実記載)に触れる場合があります、処罰の対象となります。